

徳川将軍家における母としての正室の位置づけ

木下はるか

はじめに

徳川将軍家において、正室は妻としてだけでなく、母として重要な役割を果たす存在であった。⁽²⁾したがって、徳川将軍家における正室の役割を考える場合には、正室が母としてどのような位置づけにあつたのかを分析することが重要である。そこで本稿では、徳川将軍家における正室の母としての位置づけを明らかにするために、正室が世継ぎやその他の庶子とどのようないくつかの関係を取り結んできたのか、正室の母としての位置づけは時代的にどのような変遷があったのかを検討する。

徳川将軍家において、三代家光以外の将軍はすべて妾腹

の子か養子であり、正室は世継ぎやその他の庶子にとつてほとんどの場合擬制的な母として位置づけられていた。したがって、正室と子との関係を検討するためには、正室が法制度上母としてどのように位置づけられていたのかを明らかにすることが重要である。法制度における母の位置づけを明らかにするためには、幕府が制定した服忌令の分析が必要である。服忌令とは、近親の死に際して喪に服す日数を定めた法令である。徳川幕府による服忌令は貞享元年に制定公布されて以降、数度の改訂を経て完成し、特に武家が厳しく守るよう要求されたものである。林由紀子氏によれば、徳川幕府による服忌令は中国の儒教的な喪服制度に倣つたものであり、家族親族間の序列を明確化することによって、幕藩制身分階層秩序の維持強化を図つたものと

評価されている⁽⁴⁾。つまり、服忌令における母の位置づけをみるとことで、幕府によつて正室が法制度上母としてどのよう位置づけられていたのかを明らかにできる。

一方、将軍家における代々の正室が母としてどのような立場にあつたのかを具体的に検証していくことも必要である。山本博文氏は、六代家宣正室・熙子を端緒として、将军の正室が将軍家の格式を保つためだけの存在ではなくなつてきていること、特に十一代家斉の時には妾腹の子のほとんどが正室の御養いとなつており、世継ぎの母を名実ともに正室とする慣行が定着していたことを指摘している⁽⁵⁾。このように、正室の母としての位置づけは、将軍家における世継ぎの立場とも密接に関わつて変化したと考えられるのである。

正室の母としての位置づけと世継ぎの立場との関係については、近世の武家社会では妾腹の子に嫡出子たる名義によれば、近世の武家社会では妾腹の子に嫡出子たる名義と身分とを付与するため、当主の正室すなわち嫡母が妾腹の子の養母となることが広くおこなわれていたといふ。中田氏は、妾腹の子を嫡子または嫡孫として家督相続を願い出る場合、他家へ養子・養女に遣わす場合、恩義を報じさせて嫡母ではなく養母の服忌を受けさせる場合に、当主の正室が妾腹の子の養母となつたことを明らかにした⁽⁷⁾。この

ように、正室の母としての位置づけを子との関係から考えるためには、正室がどのような場合に世継ぎやその他の庶子の養母となつたのかをみていくことが重要である。

そこで本稿では、まず、徳川幕府によつて制定された服忌令に着目し、服忌令において母の法的立場がどのように規定されていたのかを検証する。次に、徳川将軍家において正室が必ずしも世継ぎの養母とはならなかつた時期があつたことに着目し、どのような事情で正室が養母とならなかつたのかを検討する。最後に、徳川将軍家の正室が世継ぎやその他の庶子の養母として位置づけられるようになつた時期を検証し、将軍正室が養母としてどのような役割を期待される存在となつたのかを明らかにする。

第一章 服忌令における正室の位置づけ

(1) 服忌令における母の類別

本章では、服忌令における母の立場がどのような過程を経て規定されていったのかを明らかにする。幕府による服忌令の制定過程は次の通りである。貞享元年（一六八四）、五代綱吉によつて本文二十七ヶ条と「穢之事」五ヶ条からなる服忌令が制定交付され【貞享元年服忌令とする、以下】内は木下による略称】、同三年に本文の改正のほか、

本文のあとに十三ヶ条の「追加」が付け加えられた【貞享三年服忌令】。また、同五年には「追加」の部分だけが三十一ヶ条に増補改訂された【貞享五年服忌令追加】。そして、元禄四年（一六九一）穢の部分が改正され、同五年三ヶ条が追加された後、元禄六年にこれらを統合しての全面的改訂がおこなわれた【元禄六年服忌令】。これにより、本文二十五ヶ条・「追加」十九ヶ条となり、服忌令本文はこの段階で確定した。これに対し、八代吉宗の元文元年（一七三二六）に追加部分が修正・削除されて十六ヶ条となるとともに、別に新しく七ヶ条が増補され、服忌令の条文が完成した【元文元年服忌令】⁽⁸⁾。本節では、母の位置づけを分析する前提として、服忌令における母親の立場がどのように類別されているのかを明らかにする。

服忌令で定められた親族の内、子からみて母親にあたるのは、①母（実母）、②嫡母、③継母、④養母である。服忌令を解説した「服忌令詳解」⁽⁹⁾には、それぞれの立場について次のように記されている。

まず、①母に関しては「父母ハ実父母をいふ」とある。したがって、母とは産みの母親のことである（以下、実母とする）。次に、②嫡母とは「本妻を妾腹之子の方より嫡母と云事なり」とある。また、父の先妻の死後産まれた妾腹の子にとつて父の後妻は嫡母である。つまり、嫡母とは

妾腹の子にとつて最初の父の正室のことである。そして、③継母については「本妻存生の内妾之子出生、其後後妻を呼候得者継母ニ候」、「父之先妻之子のために後妻者継母ニ而候」⁽¹⁴⁾とある。つまり、継母とは、父の先妻の子あるいはその存生中に産まれた妾腹の子にとつて一番目以降の父の正室のことなのである。このように、嫡母・継母はいずれも父の正室であることによつて子から母親と見なされた存在であり、養親子の関係にはない母親のことであった。これに対し、④養母は養親子の関係にある母親のことであり、「嫡母・継母を以養母ニ定る事ハ父存生之内ニ極次第二候、縦令思深く養ハるゝといふとも私ニ嫡母・継母を養母にハ不相成候事」と記されている。つまり、養母とは、養育をおこなうだけでなく、父の裁可で養母と定められた母親のことであつた。

以上から、子からみて産みの母親が①実母である。一方、擬制的な母親のうち、養親子の関係を結んでいない父の正室が②嫡母・③継母であり、養親子の関係を結んだ母親が④養母であつた。それでは、母の立場によつて子との関係にはどのような違いが生じたのだろうか。

（2）貞享～元禄期の服忌令と正室の位置づけ

服忌令では、子が母に対して報ずべき恩義の厚さが忌・

服の日数で表現されていた。近世における忌とは死穢を忌むために引き籠もる期間であり、服とは神事を憚るべき期間のことを指す。⁽¹⁶⁾表1は母親が死去した場合に子が受ける服忌の日数を示したものである。表1から母の服忌日数を比較すると、実母と擬制的な母とでは子との関係の深さが大きく異なっていることがわかる。すなわち、服忌が最も重いのは実母の場合で、貞享元年当初から忌五十日・服十三月であり、以後も変化することはない。これに対し、養母は貞享三年服忌令以降に忌三十日・服一五〇日となり、忌の日数が増えるものの、実母よりは軽い服忌と規定されている。そして、最も服忌が軽いのが嫡母と継母である。貞享元年服忌令では嫡母は忌三十日・服九十日であったが、貞享三年服忌令以降は嫡母・継母ともに忌十日・服三十日となつた。また、実母と擬制的な母との立場の違いは、母が父と離別した場合や改嫁した場合の服忌にも顕著に現れている。子は元禄六年服忌令以降実母が父と離別した場合も実母定式の服忌を受けるようになつたが、養母・嫡母・継母が父と離別したり父の死後改嫁した場合は服忌を受けなかつたのである。⁽¹⁷⁾さらに、嫡母に関しては、元禄六年服忌令に「対面無之候ハ、不可受服忌、通路いたし候ハ、対面無之共服忌可受之」と追記されるようになる。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾「通路」とは、交際関係にあることを表す用語であり、書

表1 服忌令における母の服忌日数

母（実母）	嫡母	継母	養母
忌 50日	30日 ↓（貞享3年服忌令以降） 10日	10日	20日 ↓（貞享3年服忌令以降） 30日
服 13月	90日 ↓（貞享3年服忌令以降） 30日	30日	150日

典拠：「御当家令条 卷三十六」（石井良助編『近世法制史料叢書2』史料番号557）、「御触書寛保集成」史料番号950・952・955・958・968

状や使者などを交わすことを指す⁽²⁰⁾つまり、妾腹の子は父の正室に対し、目見えをおこなつたり書状のやりとりをするなど実質的な交際関係がなければ、嫡母の服忌を受けることもなかつたのである。

こうした中、貞享元年の服忌令制定当初から、家督相続をした養子は養母とその親類に対しても実母とその親類同様の服忌を受けると規定されており、貞享三年服忌令以降にはその規定が分地配当の養子にも適用されている。つまり、養父の正室を養母となし、家禄の全部または一部を分ち与えられた養子（相続養子）にとつて、養父の正室は相続の恩義によって実母同様の存在となつたのである。また、貞享五年服忌令追加によ

れば、養子が養家に入った時点で養父の正室が死亡していた場合であつても、養父の正室は嫡母に準じると規定されている。⁽²⁴⁾つまり、養子にとつて養父の正室は、実質的な交際関係がなければ養母ではなかつたが、嫡母として母親とはみなされたのである。

以上のように、綱吉政権期の服忌令では実母と子との関係が最も深いとされた。一方、擬制的な母については養子縁組を結んでいるかどうか、実質的な交際関係があるかどうかによつて子との関係の深さが決定した。このようなくつかに相続養子のみは相続の恩義によつて当主の正室と実の母子同様の深い関係を結んだ。しかし、相続養子以外の妾腹の子や先妻の子にとつては、当主の正室は実母よりも遠い存在として位置づけられていたのである。

(3) 元文期の服忌令と正室の位置づけ

綱吉政権期の服忌令に対し、八代吉宗の時代に制定された元文元年服忌令では、正室の母としての位置づけに関する重要な改正がおこなわれている。

元文元年服忌令で新たに増補された追加条目には、第一條目に次のような条文を載せる。⁽²⁵⁾

一、妾腹之子、其父嫡母・繼母を以養母ニ定る時は、忌五十日服十三月可受之、母方之親類之服忌養実之

差別、家督相続之養子之如くたるへし、嫡母之子継母之服忌ニおゐても父之極次第右ニ同シ、但継母方之親類には服忌無之、

右の条目では、当主が正室を妾腹の子・先妻の子の養母と定めた場合、その子は正室に対して忌五十日・服十三月の服忌を受けるとされている。つまり、その子が世継ぎかどうかに関わらず、正室は子にとつて実母同様の存在となることが示されている。「服忌令詳解」にはその理由について、妾腹の子は実母や実母の親類の身分が低ければ、実母方の親類の服忌を受けることがないためであると記されている。⁽²⁶⁾つまり、妾腹の子の場合、実母である妾やその親類が身分の低い者であれば、正室を実母同様とみなし正室やその親類に対して重い服忌を受けても服忌が重なることはないため、正室を実母同様に処遇しても問題ないと判断されたのである。それ故、右の条目では妾腹の子が受ける正室の親類の服忌は家督相続養子の場合と同じとされている。服忌令本文の家督相続養子の規定に従えば、妾腹の子は正室の親類に対して実の親類同様の重い服忌を受けることになる。⁽²⁷⁾一方、右の条目では嫡母の子が継母の養子となつた場合には継母の親類の服忌を受けないと規定されているが、それは嫡母の子が嫡母の親類の服忌を受ける故であつた。⁽²⁸⁾このように、特に妾腹の子は、正室が養母となつ

た場合、正室本人だけでなくその親類とも実の親類同様の深い関係で結ばれることになったのである。

以上のように、元文元年服忌令において、当主の正室は養母になれば、世継ぎにとつてだけでなくそれ以外のすべての庶子にとつて実母同様の法的地位につくことが明文化されたのである。

第二章 嫡母としての将軍正室

(1) 四代家綱正室・浅宮顯子

前章でみたように、服忌令における正室の母としての位置づけは八代吉宗の時期に大きく変化した。ここで将軍家における正室のあり方をみると、四代家綱の正室は養嗣子・綱吉が將軍家へ入る前に死去、五代綱吉の正室は養嗣子・家宣が將軍となる直前に死去、七代家継の場合は縁組前に家継が天逝、八代吉宗の正室は吉宗が將軍家へ入る前に死去しており、四代家綱から八代吉宗までの正室は不在であつたり、⁽²⁹⁾ 将軍の母となる前に亡くなっている場合が多いことがわかる。⁽³⁰⁾ このような中、正室は必ずしも世継ぎの養母となつたわけではなかつた。そこで、本章では八代吉宗までの正室が養母とならなかつた事情について、服忌令との関係に留意しながら、綱吉の嫡母である四代家綱正

室・浅宮顯子と、家継の嫡母である六代家宣正室・熙子を取り上げて検討を加える。

家綱の正室浅宮顯子は伏見宮貞清親王の娘で、明暦二年（一六五七）七月十日に西丸に入輿した。⁽³¹⁾ 家綱との間に子はなく、顯子は延宝四年（一六七六）八月五日に死去している。⁽³²⁾ その後も家綱は子に恵まれず、家綱の死の直前である延宝八年（一六八〇）五月七日に綱吉を養嗣子として迎えた。このように、顯子は綱吉が養嗣子となる以前に死没しており、貞享四年（一六八七）に顯子と綱吉の生母桂昌院との服忌の輕重が問題となつた。同年二月十六日、一万石以上の大名留守居は老中大久保忠朝宅へ召し出され、次のような内容の書付を渡された。⁽³³⁾

服忌之儀御尋付而申上候覺

高巖院殿江終ニ 御対面無之、其上御養子御契約之儀
も無之上ハ御養母之道理無御座候間、御嫡母御極可
被成候、然者 桂昌院殿之方重く御座候、乍去よの
常の御実母とハ違ひ申候間、御統之方半減之服忌之御
定可被遊候、右隨分遂吟味、其上京都江も申遣之、
禁中方之例をも承り合候而申上事候間、此通御極可被
遊候、以上、

卯二月九日

今度如斯日光御門主より被仰上候間、下々茂此旨可

相守候、

この書付は、大目付・御目付をはじめとする諸役人にも渡され、周知させられたものである。⁽³⁴⁾右によれば、日光門主は服忌に関する幕府からの問い合わせに対し、高巖院（顯子の院号）へ綱吉は対面しておらず、養子の契りも結んでいないので養母とする道理がないため嫡母に定めるべきである、そうすると桂昌院の服忌の方が重くなるが世の常の実母ではないので、親類の服忌は半減にすべきであると回答している。このように、顯子（高巖院）は綱吉と対面しておらず養子縁組を結んでいなかつたため、嫡母と考えられたのである。そして翌貞享五年には、第一章第二節でみたように、養父の正室が先に死亡していた場合、養子は養父の正室に対し嫡母の服忌を受ける旨が服忌令の追加条目に明記されるようになつた。⁽³⁵⁾

以上から、綱吉の時には先代の正室が先に死去していたため問題となり、養嗣子にとつて先に死去した先代の正室は、母親ではあるものの養母よりは軽い嫡母の位置づけにあることが示されたのである。

(2) 六代家宣正室・熙子

六代家宣の正室・熙子は自らも子を産み、七代家継・八代吉宗を後見することで政治的影響力を持った正室とされ

徳川将軍家における母としての正室の位置づけ

る。⁽³⁶⁾熙子は近衛基熙の娘で、延宝七年十一月一日に桜田御殿に入り、甲府藩主綱豊と婚姻を結んだ。その後、天和元年（一六八一）八月に女子（豊姫）、元禄十二年（一六九九）に男子を出産するが、いずれも早世する。宝永元年（一七〇四）に綱豊（家宣）が將軍の養嗣子となつたため、熙子はともに西丸へ移徙し、宝永六年には家宣の將軍職就任にともない本丸へ移つた。正徳二年（一七一二）十月には家宣死去に伴い落飾して天英院と号し、寛保元年（一七四二）二月二十八日に死去した。⁽³⁷⁾熙子が家継の代になつて先行きを心細く感じており、間部詮房の諫めにより嫡母として家継を後見する決心をつけたことが、既に松尾美恵子氏によつて明らかにされている。本節では、松尾氏が取り上げた「兼山麗沢秘策」の記事を改めて取り上げ、熙子が家継の養母にならなかつた理由について検証する。

「兼山麗沢秘策」に載る正徳三年閏五月九日の記事には、家宣の死後生母月光院の威光が増し、家継とも養子縁組を結んでおらず頼りにできる人がいないため京都へ帰りたいという熙子に対し、間部詮房は、熙子が家継を養子にしなかつたのは、夫婦で相談のうえ「とかく只今迄御養子ニ被成候ヘハ御そたち不被成候」からであり、嫡母として一生離れずに養護していくことが肝要だと説いたと書かれている。⁽³⁸⁾つまり、家宣と熙子は、家継以前に養子として育てて

いた子が無事成長しなかつたため、家継の成長を願つて熙子を養母にしなかつたというのである。このように、熙子の時には正室を妾腹の世継ぎの養母としようという動きは確認できるものの、子の成長を願うためという理由で、正室が世継ぎの養母となることはなかつたのである。

第三章 養母としての將軍正室

(1) 十代家治正室・五十宮倫子

八代吉宗以降の將軍家では、特に十代家治から十二代家慶の時に正室が妾腹の子の養母となつており、妾腹の嫡男を正嫡の世継ぎとして位置づけようとする動向が確認できる。⁽⁴⁰⁾ そこで本章第一節では十代家治正室・五十宮倫子、第二節では十一代家斉正室・寛子、第三節では十二代家慶正室・樂宮喬子を取り上げ、正室が嫡男の養母となることでもとしてどのような役割を期待されていたのかを明らかにする。

家治の正室・五十宮倫子は閑院宮直仁親王の娘で、寛延二年（一七四九）三月十九日江戸城本丸に入り、宝暦三年（一七五三）十一月十一日に縁組の弘めがおこなわれた。⁽⁴¹⁾ そして、同四年十二月一日に西丸へ入輿して「御簾中様」⁽⁴²⁾（將軍嫡男正室）と称され、同十年四月一日には家治とど

もに本丸へ移徙して即日「御台様」（將軍正室）となつた。⁽⁴³⁾ 家治は、はじめ正室倫子との間に二子を設けたが、いずれも女子であった。長女千代姫は家治が將軍繼嗣であつた宝暦六年七月二十一日に産まれ、次女万寿姫は將軍就任後の宝暦十一年八月一日に誕生した。⁽⁴⁴⁾ そして、翌十二年十月二十五日に妾腹の子として誕生した長男が家基である。⁽⁴⁵⁾ では、家基を嫡男と治定するに際し、正室である倫子はどのような立場にあつたのだろうか。

家基は宝暦十二年十月二十四日に誕生し、四日後の二十八日には倫子が家基を養育する旨が、老中列座のもと、御三卿の当主に対して老中松平輝高より伝えられた。⁽⁴⁶⁾ そして、十一月一日には七夜の祝儀において倫子が養母となつたこと、家基の幼名が「竹千代」となつたことが諸大名に仰せ出された。⁽⁴⁷⁾ 七夜とは、子どもが生まれてから七日目の祝いのことであり、大名たちは祝儀物を献上の上、惣出仕して祝儀の意を表することになつていた。家治が大奥および奥での祝儀が済んで表へ出御する前、老中が御三家をはじめとする諸大名に対し、家基の幼名と倫子を養母とする旨を申し達したのである。⁽⁴⁸⁾ 左に挙げる書付は、この時老中から諸大名に申し達した内容を記したものである。⁽⁴⁹⁾

若君様御事　御台様御養被遊旨被　仰出之、

御名之儀者重キ　御名之儀　御遠慮被　思召候

得共、　御台様よりも被　仰進、何茂よりも申上

候事故　竹千代様与被進候、

右之趣　出御以前御三家始出仕之面々江但馬守達

(老中秋元涼朝)

之、老中列座、

右惣扣

右の史料のうち「何茂」の文言は、出仕日当日煩いにより出仕できなかつた紀伊藩主徳川宗将・清水徳川家当主徳川重好の家老衆に対しても出された書付では「老中」となつており、老中のことを指していると分かる。つまり、「竹千代」という名は「重き」名であり、家治は家基にこの名を付けることを遠慮しようとしたが、正室である倫子と老中の口添えがあつたため、「竹千代」と名付けたということが、諸大名に伝えられたのである。原田知佳氏によれば、吉宗が家治に竹千代と命名した際も、「竹千代」は初代家康や三代家光と同じ徳川家の嫡男の幼名であるため遠慮しようとしたが、老中からの言上により命名することにしたと諸大名・旗本へ伝えられたとい⁵⁴う。つまり、家基の命名に際しては父家治の時と同様の手順が踏まれたのであり、家基の場合老中だけでなく將軍正室の同意も得ていることが明示されたわけである。このように、家治の正室で

ある倫子は世継ぎの養母となり、世継ぎが正統の後継者としての地位にあることを示す役割を果たしたのである。

(2) 十一代家斉正室・寛子

十一代家斉の正室・寛子は、世継ぎだけでなく多くの妾腹の子の養母となつた正室である。寛子は島津重豪の娘として生まれ、安永五年（一七七六）七月十九日には一橋徳川家の徳川治済の嫡男豊千代（のちの家斉）と縁組を結ぶこととなつた⁵⁵。その後、豊千代が家治の養嗣子として将軍家へ入るのに伴つて一橋家、次いで西丸へと移徙し、寛政元年（一七八九）二月四日、近衛経熙の養女として家斉（豊千代）と婚儀を執りおこなつた。『徳川幕府家譜』によれば、家斉は寛政元年三月二十五日の第一子（淑姫）誕生から、文政十年十月二日に末子（泰姫）が生まれるまで、男子二十六人・女子二十七人の計五十三人の子を得ている（流産・血荒を除く）。このうち、寛子の実子は五男敦之助だけであり、早世した子以外は妾腹の子のすべてが彼女の養子となつた。五男の敦之助は出自でいえば嫡出の男子であつたが、彼が生まれた時には家慶がすでに寛子を養母として嫡男となつていた⁵⁶。そのため、敦之助は清水徳川家を継ぎ、寛子が嫡男の実母になることはなかつたのである。それでは、家斉の妾腹の子たちはどのような形で寛子と養

親子の関係を結んでいたのだろうか。

表2は、『徳川幕府家譜』などの史料をもとに、家斉の子と寛子との間の養親子関係の有無と養親子関係となつた時期を一覧にしたものである。ここから、家斉に子が生まれた場合の対処の仕方をみると、四通りあることが明らかとなる。第一に縁組が治定した妾腹の姫君を寛子の養子として嫁がせる場合、第二に妾腹の子を七夜など早い時期に寛子の養子として育てる場合、第三に妾腹の子を一定の成長をみた後に寛子の養子と定める場合、第四に寛子の養子としない場合である。第四の事例は子が早世した場合に限られるため、本節では前三者の事例について具体的に検討する。

第一の事例は、第一子淑姫と第十九子浅姫の例が確認できる。淑姫は家斉の妾お万の方の子として誕生し、生後すぐには寛子の養子とならなかつたが、同一年八月二十八日に尾張藩主徳川宗睦の嫡孫・徳川五郎太への縁組が仰せ出されて後、同年十一月二十八日に「御台様御養」となつた。⁽⁵⁹⁾また、浅姫は家斉の妾お美尾の方の子として享和三年十二月十日に本丸で誕生し、文化四年六月十一日に仙台藩主伊達周宗への縁組が仰せ出されたのと同時に「御台様御養」となつた。⁽⁶⁰⁾このように、正室の養子とならずに養育された場合であつても、他家に嫁ぐ場合は正室を養母とした

表2 家斉の子女一覧

	子女の名	性別 出生順	生年月日（※は早世）	実母	家斉正室（寛子） との養親子関係	家斉正室（寛子）と養 親子関係を結ぶ時期
1	淑姫	女1	寛政元年3月25日	於万の方	○	尾張藩主徳川宗睦嫡 孫徳川五郎太への縁 組治定より後、袖留 の日
2	女子	女2	寛政2年10月1日※	於万の方	×	—
3	竹千代	男1	寛政4年7月13日	於万の方	○	七夜の祝儀の時
4	敏次郎（家慶）	男2	寛政5年5月14日	於樂之方	○	色直の翌日
5	男子	男3	寛政6年5月9日※	於梅之方	×	—
6	敬之助	男4	寛政7年12月10日	於歌之方	○	七夜の祝儀の時
7	敦之助	男5	寛政8年3月19日	寛子（家斉正室）	—	—
8	綾姫	女3	寛政8年7月11日※	於万の方	○	七夜の祝儀の時
9	総姫	女4	寛政8年10月15日※	於志賀之方	○	七夜の祝儀の時
10	豊三郎	男6	寛政10年2月晦日※	於歌之方	○	七夜の祝儀の時
11	格姫	女5	寛政10年8月5日※	於里尾之方	○	七夜の祝儀の時
12	五百姫	女6	寛政11年12月16日※	於歌之方	○	色直の日
13	峯姫	女7	寛政12年閏4月4日	於登勢之方	○	七夜の祝儀の時
14	亨姫	女8	享和元年4月23日※	於蝶之方	○	七夜の祝儀の時
15	菊千代（齊順）	男7	享和元年9月9日	於登勢之方	○	七夜の祝儀の時

16	舒姫	女 9	享和 2 年 5 月 7 日※	於歌之方	○	七夜の祝儀の時
—	流産	—	享和 2 年 7 月 5 日※	於美尾之方	×	—
—	血荒	—	享和 3 年 5 月 9 日※	於歌之方	×	—
17	時之助	男 8	享和 3 年 8 月 1 日※	於蝶之方	×	—
18	寿姫	女 10	享和 3 年 7 月 14 日※	於登勢之方	×	—
19	浅姫	女 11	享和 3 年 12 月 10 日	於美尾之方	○	髪置より後、仙台藩主伊達周宗への縁組治定の日
20	晴姫	女 12	文化 2 年 12 月 4 日※	於登勢之方	×	—
21	虎千代	男 9	文化 3 年 2 月 11 日※	於蝶之方	○	箸初より後
22	高姫	女 13	文化 3 年 3 月 1 日※	於八千之方	×	—
23	安姫	女 14	文化 4 年 11 月 14 日※	於袖之方	×	—
24	元姫	女 15	文化 5 年 7 月 11 日	於八千之方	○	髪置より後
25	友松	男 10	文化 6 年 2 月 21 日※	於蝶之方	○	髪置より後
26	文姫	女 16	文化 6 年 7 月 10 日	於袖之方	○	髪置より後
27	保之丞(齊明)	男 11	文化 6 年 12 月 4 日	於屋衛之方	○	髪置より後
28	要之丞(齊莊)	男 12	文化 7 年 6 月 13 日	於蝶之方	○	箸初より後
29	艶姫	女 17	文化 8 年 1 月 22 日※	於袖之方	×	—
30	盛姫	女 18	文化 8 年 3 月 12 日	於屋衛之方	○	髪置より後
31	乙五郎(齊衆)	男 13	文化 9 年 4 月 4 日	於屋衛之方	○	髪置より後
32	和姫	女 19	文化 10 年 1 月 14 日	於蝶之方	○	髪置より後
33	孝姫	女 20	文化 10 年 1 月 23 日※	於袖之方	×	—
34	溶姫	女 21	文化 10 年 3 月 27 日	於美代之方	○	髪置より後
35	奥五郎	男 14	文化 10 年 10 月 2 日※	於屋を之方	×	—
36	銀之助(齊民)	男 15	文化 11 年 7 月 29 日	於屋衛之方	○	髪置より後
37	琴姫	女 22	文化 12 年 8 月 15 日※	於いと之方	×	—
38	久五郎	男 16	文化 12 年 8 月 15 日※	於蝶之方	×	—
39	仲姫	女 23	文化 12 年 10 月 17 日※	於美代之方	×	—
40	信之進	男 17	文化 14 年 1 月 20 日※	於屋衛之方	×	—
41	末姫	女 24	文化 14 年 9 月 18 日	於美代之方	○	髪置より後
42	陽七郎	男 18	文政元年 5 月 15 日※	於袖之方	○	髪置より後
43	喜代姫	女 25	文政元年 7 月 8 日	於屋衛之方	○	髪置より後
44	永姫	女 26	文政 2 年 1 月 14 日	於いと之方	○	髪置より後
45	直七郎(齊温)	男 19	文政 2 年 5 月 29 日	於類里之方	○	髪置より後
46	徳之佐(齊良)	男 20	文政 2 年 10 月 24 日	於屋衛之方	○	髪置より後
47	恒之丞(齊彊)	男 21	文政 3 年 4 月 28 日	於袖之方	○	袴着より後
48	千三郎(齊善)	男 22	文政 3 年 9 月 24 日	於いと之方	○	袴着より後
49	松菊(齊裕)	男 23	文政 4 年 9 月 19 日	於屋衛之方	○	髪置より後
50	富八郎	男 24	文政 5 年 8 月 5 日※	於袖之方	×	—
51	紀五郎(齊省)	男 25	文政 6 年 1 月 28 日	於いと之方	○	髪置より後
52	周丸(齊宣)	男 26	文政 8 年 3 月 9 日	於いと之方	○	箸初より後
53	泰姫	女 27	文政 10 年 10 月 2 日	於類里之方	○	髪置より後

注記：網掛けは女子

典拠：基本的に「徳川幕府家譜」に従い、「幕府祚胤伝」「江戸幕府日記」により補った。

のである。

第二の事例は、第十六子の舒姫までみられるもので、第一子淑姫、早世した第二子（女子）・第五子（男子）、寔子の寔子である第七子（敦之助）を除く五男七女すべてに当てはまる。表2から、舒姫までの子が寔子の養子となる時期はほとんどが七夜の際であり、生後すぐに寔子の養子として育てられたことがわかる。なかでも、第三子である妾の長男は第三章第一節でみた家基と同様、七夜の祝儀の際寔子の養子となり、「竹千代」と名を与えられた。⁽⁶¹⁾さらには、「竹千代」の命名においては、家基の時と同様、將軍正室である寔子と老中の口添えがあつたことが示されたのである。

第三の事例は、第十七子である時之助以降にみられる。例えば、第二十七子の保之丞（のちの齊明）は、文化六年十二月四日家斉の妾お屋衛の方の子として誕生した。⁽⁶²⁾保之丞の誕生について記した「江戸幕府日記」の記事には、但し書きで「表向被 仰出無之」と書かれており、保之丞の出生は表向に弘めがおこなわれなかつた。また、七夜にあたる同月十一日には「松平保之丞様」と称し奉るようになつたが、表向に出されたが、表向の弘めはなされなかつた。⁽⁶³⁾その後、文化七年二月二十一日に色直の儀（出産後百一日目）に、産婦と赤子とがそれまで着ていた白小袖をぬいで色

物に着替える儀式）、同八年の十一月十五日に髪置の儀（幼児が頭髪を初めてのばす時の儀式）を済ませ、同九年五月二十八日に寔子の御養いとなる旨が仰せ出されたのである。⁽⁶⁴⁾この時、元姫・友姫・文姫・要之丞・保之丞が同時に寔子の養子となつている。このように、時之助以降、妾の子は出生時に表向に弘めがおこなわれることではなく、成長して髪置の儀を終える頃などに、同時期に生まれた子が数人まとめて寔子の御養いとなつたのである。

以上から、寔子の場合は成長したすべての妾腹の子と養親子の関係を結び、実質的な母親としての役割を果たしていたことが明らかとなつた。特に世継ぎの男子に関しては、家治の正室と同様、世継ぎが正統の後継者として地位にあることを示す役割を果たしていたのである。また、出生順が遅い子については、寔子が養母となる時期や扱いに変化が生じたが、寔子が養母になるという点では変わらなかつたといえよう。

（3）十二代家慶正室・楽宮喬子

十二代家慶の正室・楽宮喬子は、有栖川宮織仁親王の娘で、文化元年九月二十一日に江戸城本丸に着輿した。⁽⁶⁵⁾同年十一月十五日には家慶との縁組が仰せ出され、喬子は同年十二月一日に西丸へ入輿し、「御簾中様」と称され

た。⁽⁷⁰⁾ 喬子は正室として久しぶりに世継ぎの男子を生んだ女性であり、その後も二子を出産したため、世継ぎを産むことが期待された正室であつた。

家慶の第一子は、文化十年十月晦日に喬子が産んだ男子であり、七夜の際「竹千代」と命名され世継ぎとして育てられるが、翌年八月二十六日に死去した。⁽⁷¹⁾ また、喬子は文化十二年（第三子）⁽⁷²⁾ と翌十三年（第四子）⁽⁷³⁾ に姫君を二人産んだが、いずれも早世し、以後は子をもうけていない。したがつて、第二子と第五子以降が妾腹の子である。第二子は姫君（達姫）⁽⁷⁴⁾ で、色直の儀より後に喬子の御養いとなることが仰せ出された。⁽⁷⁵⁾ 第五子は男子であり、文政二年七月二十三日に誕生したが当初表向の弘めはなされず、同年九月十五日に近々名を「嘉千代」と定めて喬子の御養いとすることが仰せ出された。⁽⁷⁶⁾ しかし、嘉千代は文政三年三月十九日に死去し、⁽⁷⁷⁾ 文政五年に再び妾腹に男子（第六子）⁽⁷⁸⁾ が誕生するも早世した。⁽⁷⁹⁾ こうしたなか、文政七年四月八日に誕生したのが政之助（後の家祥、第七子）である。⁽⁸⁰⁾ 「文恭院殿御実紀 卷五十九」の記述によれば、政之助の誕生に際しては、表向の弘めはおこなわれず、後日名を「政之助」と定める旨が伝えられるのみであった。⁽⁸¹⁾ そして、同八年二月二十七日に政之助は喬子の御養いとなり、嫡男の呼称である「若君」と称され、御附の役人が付けられたのである「若君」と称され、御附の役人が付けられたのである

る。⁽⁸²⁾ このように、家慶の子の場合、妾腹の子は誕生時には表向の弘めをせず、一定の成長をみた後に正室である喬子の養子となっていたことがわかる。このように、養母となるまでの過程には喬子と家治・家斉の正室とで違いがあるものの、妾腹の子と養親子の関係を結び実質的な母親として養育の役割を担つていた点は家治・家斉の正室と同じであつた。また、喬子は家治・家斉の正室と同様、妾腹の嫡男の養母となることで世継ぎを後見する立場に就いたのである。

おわりに

近世の武家社会では、正室のみで順調に世継ぎをもうけることは非常に困難であり、妾の子が当主になる場合も多かつた。それ故、構造的に実の母と表向きの母という一つの立場の母を生み出すこととなつた。

親類間の親疎と序列を公儀の法として明示した服忌令では、母の立場は法的に実母と擬制的な母（嫡母・継母・養母）とにわけられていた。なかでも、擬制的な母の場合、子と養親子の関係を結ぶかどうかが子との関係の深さを決定づけた。綱吉政権期の服忌令においては、当主の正室は

養親子の関係を結んだ世継ぎにとつては実母同様の存在であったが、その他の子にとつては実母より遠い存在であった。これに対し、八代吉宗が元文元年に定めた服忌令では、当主の正室が妾腹の子や先妻の子の養母となつた場合、その子にとつて正室は実母同様の存在となることが明記されたのである。つまり、正室は養母となることによつて、世継ぎ以外の子にとつても実母同様に位置づけられる存在となつたのである。

このような中、将軍家では八代吉宗の頃まで正室の位置づけは一定ではなく、正室は必ずしも妾腹の子の養母にならぬことは限らなかつた。四代家綱正室・顯子のように養嗣子を迎える前に死去している場合や、六代家宣正室・熙子のように子の成長を願つて嫡男の養母とならない場合があつたのである。将軍正室が嫡母のままであつた場合、将軍の死後嫡男との関係が不安定になる可能性もあつた。

これに対し、十代家治以降、基本的には将軍正室は妾腹の子の養母となるようになつた。こうして将軍の正室は、養母として実子以外の子とも実の親子同様の強い関係を持つこととなつたのである。また、妾腹の子を世継ぎとして擁立する際においても、正室が養母となり、世継ぎの名を継がせるにふさわしいことを諸大名に示すことによつて、その子に世継ぎとしての正当性を付与する役目を果たして

いたのである。

以上のように、近世の武家社会においては八代吉宗の時期を一つの画期として、正室が養育の母として実母同様の法的位置づけを与えられるようになつた。そして将軍家においても、十代家治以降には、正室が世継ぎやその他の庶子の養母となり、実質的に養育・後見することが強く志向されるようになつたのである。

註

(1) 柳谷慶子「武家権力と女性——正室と側室——」（藪田貫ほか編『江戸の人と身分4 身分のなかの女性』（吉川弘文館、二〇一〇年）。

(2) 松尾美恵子「将軍御台所近衛熙子（天英院）の立場と行動」（『歴史評論』七四七、二〇一二年七月）。

(3) 山本博文『徳川将軍家の結婚』（文藝春秋社、二〇〇五年）。福田千鶴氏は、三代家光も秀忠の正室・江の実子ではない可能性を指摘しているが、表向きは生母として扱われていたとする（福田千鶴『江の生涯 徳川将軍家御台所の役割』中央公論社、二〇一〇年）。

(4) 林由紀子『近世服忌令の研究——幕藩制国家の喪と穢』（清文堂出版、一九九八年）第二章「江戸幕府服忌令の制定公布と清め規定」。

(5) 註(3) 山本『前掲書』一四二～一四三頁・一五一～一五四頁。

(6) 中田薰「徳川時代の養子法」(同『法制史論集 第一卷』)

岩波書店、一九二六年所収)。

一五三一三三九))。

(7) 右に同じ。

(8) 服忌令の制定過程については註(4)林「前掲書」一二〇～一二一頁。なお、以下服忌令についての典拠は次の通り。貞享元年服忌令は「御当家令条 卷三十六」(石井良

介編『近世法制史料叢書2』創文社、一九五九年、史料番号五五七)、貞享三年服忌令は高柳眞三ほか編『御触書寛

保集成』(岩波書店、一九五八年)史料番号九五〇、貞享五年服忌令追加は同九五二、元禄五年忌服遠慮之儀被仰出は同九五五、元禄六年服忌令は同九五八、元文元年服忌令は同九六八。

(9) 「服忌令」五冊(九州大学文系合同図書室蔵、法制史料四三三九)。この史料は第一冊が「服忌令詳解」、第二～第五冊が例書・伺書という構成で、特に第二・第三冊は第一

冊の例書として対応する番号が付されている。以下、詳解一～五と略記し、第二・第三冊の場合は各項目の番号も記すこととする(同史料については、註(4)林「前掲書」第三章および第四章注五参照)。

(10) 詳解一「父母」の項

(11) 詳解一「嫡母」の項。
(12) 当初、先妻の存生中に産まれたが先妻の養育を受けていない妾腹の子にとつても父の後妻は嫡母とする先例もみられたが、文化十三年八月に無効となつた(「服忌問合帳」十六の第十一項目(国立公文書館内閣文庫所蔵、史料番号

一五三一三三九))。

(13) 詳解一「嫡母」の項。

(14) 詳解一「繼父母」の項。

(15) 註(4)林「前掲書」二一五頁。

(16) 註(4)林「前掲書」二一五頁。

(17) 元禄六年服忌令第五条。

(18) 元禄六年服忌令第三条・第四条、詳解二・二十三「安永二巳年八月山本備後守方々聞合」。

(19) 元禄六年服忌令第三条付記。

(20) 通路に関しては、松方冬子「近世中・後期大名社会の構造」(宮崎勝美ほか編『武家屋敷—空間と社会』)山川出版社、一九九四年)、同「「不通」と「通路」—大名の交際

に関する一考察—」(『日本歴史』五五八、一九九四年一月)を参照。

(21) 貞享元年服忌令第六条付記。

(22) 貞享三年服忌令第二条付記。

(23) 相続養子の定義と服忌のあり方については、註(4)林

「前掲書」一二六～一二七頁。

(24) 貞享五年服忌令追加第四条。

(25) 元文元年服忌令追加増補第一条

(26) 詳解一・追加増補第一条付記。

(27) 元文元年服忌令第二条追記。

(28) 詳解一・追加増補第一条付記。

(29) 「徳川幕府家譜」(斎木一馬ほか校訂『徳川諸家系譜 第一』統群書類從完成会、一九九二年)のうち「家康公」(

「吉宗公」の項。

(30) 「巖有院殿御実紀 卷十四」(黒板勝美ほか編『徳川実紀 第四篇』吉川弘文館、一九八一年所収) 明暦三年七月十日条。

(31) 「巖有院殿御実紀 卷五十四」(黒板勝美ほか編『徳川実紀 第五篇』吉川弘文館、一九八一年所収) 延宝四年八月五日条。

(32) 「巖有院殿御実紀 卷六十」(註(31)『徳川実紀 第五編』所収) 延宝八年五月七日条。

(33) 「江戸幕府日記」(国立公文書館内閣文庫所蔵、史料番号二五七一六一四、以下内閣文庫所蔵の場合は史料番号のみ記す) 延宝四年二月十六日条。なお、以下引用史料中の闕字は一字あけ、平出は二字あけとする。

(34) 右に同じ。

(35) 貞享五年服忌令追加第四条。

(36) 久保貴子「武家社会に生きた公家女性」(林玲子編『日本近世第十五卷 女性の近世』中央公論社、一九九三年一月)、註(2)松尾論文。

(37) 以上、熙子の経歷については註(29)『徳川幕府家譜』のうち家宣の「御台所」、家宣の子「豊姫」・「御男子」の項。

(38) 註(2)松尾論文。

(39) 「兼山麗沢秘策」第二冊(瀧本誠一編『日本経済大典第六』啓明社、一九二八年所収) 正徳二年閏五月九日条。

(40) 九代家重の正室は産後の肥立ちを悪化させ、婚姻から二

年弱で死去している(「有徳院殿御実紀 卷三十八」「黒板勝美ほか編『徳川実紀 第八篇』吉川弘文館、一九八二年所収」九月十一日条・十月三日条)。

(41) 「惇信院殿御実紀 卷九」(黒板勝美ほか編『徳川実紀 第九篇』吉川弘文館、一九八二年所収) 寛延二年三月十九日条。

(42) 「惇信院殿御実紀 卷十八」(註(41)『徳川実紀 第九篇』) 宝暦三年十一月十一日条。

(43) 註(29)『徳川幕府家譜』のうち家治の「御台所」の項。

(44) 右に同じ。

(45) 註(29)『徳川幕府家譜』のうち家治の子「千代姫君」の項。

(46) 註(29)『徳川幕府家譜』のうち家治の子「万寿姫君」の項。

の項。

(47) 註(29)『徳川幕府家譜』のうち家治の子「家基公」の項。

の項。

(48) 「江戸幕府日記」(一五七一—八) 宝暦十二年十月二十四日。

(49) 「若君様御誕生ニ付雜留」(一一〇一一一八)、「江戸幕府

日記」(一五七一—八) 宝暦十二年十月二十八日条。

(50) 註(49)「若君様御誕生ニ付雜留」、註(49)「江戸幕府日記」宝暦十二年十一月一日条。

(51) 右に同じ。

(52) 註(49)「若君様御誕生ニ付雜留」。

(53) 註(49)「江戸幕府日記」宝暦十二年十一月一日条。

(54) 原田知佳「江戸幕府将軍世子の人生儀礼——家治の誕生祝儀を事例に——」(『学習院史学』第五十号、二〇一二年三月)

(55) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一三六) 安永五年七月十九日。なお、寔子と家斉との婚姻については、註(3)

山本『前掲書』、松崎瑠美「大名家の正室の役割と奥向の儀礼——近世後期の薩摩藩島津家を事例として——」(『歴史評論』七四七、二〇一二年七月) 参照。

(56) 註(29)「徳川幕府家譜」のうち家斉の「御台所」の項。

(57) 出産時に出生児が死亡していた場合、出生児に四体(頭・胴・手・足)が備わっていた場合は「流産」、出生児に四体が備わっていない場合や形がない場合は「血荒」という(詳解三・六十四「享和元年六月松浦越前守問合」)。

(58) 註(29)「徳川幕府家譜」のうち「家慶公」の項。

(59) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一六〇) 寛政二年十一月二十八日条。

(60) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一九二) 文化四年六月十一日条。

(61) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一六四) 寛政四年七月十九日条。

(62) 右に同じ。

(63) 註(29)「徳川幕府家譜」のうち家斉の子「斉明卿」の項。

(64) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一九七) 文化六年十二月四日条。

徳川將軍家における母としての正室の位置づけ

(65) 註(64)「江戸幕府日記」文化六年十二月十一日条。

(66) 註(63)に同じ。

(67) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一〇二) 文化九年五月二十八日条。

(68) 「文恭院殿御実紀 卷三十七」(黒板勝美ほか編『続徳川実紀 第一篇』吉川弘文館、一九八二年所収) 文化元年九月二十一日条。

(69) 「文恭院殿御実紀 卷四十三」(註(68)『続徳川実紀 第一篇』所収) 文化五年十一月十五日条。

(70) 「文恭院殿御実紀 卷四十四」(註(68)『続徳川実紀 第一篇』所収) 文化六年十二月一日条。

(71) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一〇五) 文化十年十一月六日条。なお、「幕府祚胤伝」には、文化九年に喬子

が二度流産(「血荒」)していることが書かれているが、本文稿では出生順位には数えない(斎木一馬ほか校訂『徳川諸家系譜 第二』続群書類從完成会、一九九二年)。

(72) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一〇七) 文化十一年八月二十六日条。

(73) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一〇八) 文化十二年二月七日条。

(74) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一一二) 文化十三年十月二十三日条。

(75) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一〇八) 文化十二年二月十五日条。

(76) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一一七) 文政二年七月四日条。

月二十三日条。

(77) 註(76)「江戸幕府日記」文政二年九月十五日条。

(78) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一一一八)文政三年三月十九日条。

(79) 「江戸幕府日記」(一六〇一一三六一一一)文政五年五月二十三日条、同二十七日条。

(80) 註(29)「徳川幕府家譜」のうち「家祥公」の項。

(81) 「文恭院殿御実紀 卷五十九」(黒板勝美ほか編『続徳川実紀 第二篇』吉川弘文館、一九八二年所収)文政七年五月十六日条。

(82) 「文恭院殿御実紀 卷六十」(註(81)『続徳川実紀 第二篇』所収)文政八年二月二十七日条。